

指名停止等の運用状況一覧表

(期間：令和7年4月～)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間・区域	指名停止の理由
1	株式会社NIPPO	東京都中央区京橋1-19-11	令和7年4月11日から令和7年7月18日まで(10週間+1ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該業者は、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、系列プラントが契約図書の指定と異なるアスファルト合材の出荷及び事実と異なる出荷伝票を明示していたことについて、管理指標実績等に基づく報告を受けていたにもかかわらず品質管理義務を果たさなかった。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
2	鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1-7-27	令和7年4月11日から令和7年7月10日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 当該業者は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、過失による粗雑工事を行っていたことや、他社が受注した関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、契約図書や当該受注者の指定と異なるアスファルト合材の出荷や事実と異なる出荷伝票が、社内において容認されていたことなどが発覚した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。

3	首都圏ビルサービス協同組合	東京都港区赤坂1丁目1番16号	令和7年4月18日から令和7年7月17日まで(3ヶ月) 大阪航空局管内	不正又は不誠実な行為 首都圏ビルサービス協同組合は、当局発注の「令和7年度 那覇空港警備業務請負」において、令和7年3月24日開札の結果、落札予定者とされていたが、予定していた警備員の確保ができないとして、令和7年3月28日に契約辞退届を提出した。 以上のことは極めて不誠実な行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。
---	---------------	-----------------	--	---